

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	香川県障害者支援施設たまも園	所在地	高松市田村町797
設置目的	障害者支援施設		
規 模	敷地面積12,594.17㎡ 延床面積5,948.78㎡	設置年月日	昭和50年3月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	指定期間	令和2年4月1日～ 令和9年3月31日
委託業務の内容	1. 施設の運営に関する業務 2. 施設の維持管理に関すること 3. 利用料金の収受に関すること 4. その他施設の管理運営に必要な事項	R2 : 6,500千円 R3 : 9,300千円 R4 : 7,000千円 R5 : 3,000千円 R6 : 1,300千円 R7 : 17,990千円 R8 : 18,180千円	
導入効果	①経費の節減 積算直営費と比べ、必要経費が安価である。 ②利用者の定員（人） 施設入所 平成31年度 100 → 令和8年度 100 生活介護 平成31年度 120 → 令和8年度 120 短期入所 平成31年度 3 → 令和8年度 3 日中一時 平成31年度 3 → 令和8年度 3 ③施設管理、法令等の遵守 施設の維持修繕、保守管理が適切に実施されるとともに、従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施 ④サービス水準の維持・向上 重度化・高齢化する利用者に対する適切なサービスに努めており、処遇困難な利用者を積極的に受け入れている		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理 由	①管理・運営経費の比較 直営で管理・運営する場合に比べ、指定管理者制度を継続する方が、経費面の節減が期待でき、有利であると考えられる。 ②事業の実施内容 上記のとおり、利用者サービスの維持・向上が図られている。 上記①及び②から、今後も引き続き、指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	非公募
非公募の場合、その理由	①現在、障害者が多数入所している施設であり、今後とも安定した経営を行う必要がある。 ②指定管理制度による経営努力により、次期においても安定した経営が見込める。 ③福祉施設であり、できるだけ長期に安定した運営を行う必要があることから、期間は現行と同じ7年間とする。 ④かがわ総合リハビリテーションセンターと香川県障害者支援施設たまも園は、平成28年9月の「県立障害者施設の機能向上検討委員会」からの報告書により、一体的な運営が求められている。 以上により、今後も引き続き、現委託先を指定管理者とすることが適当である。